

## ★平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

国民年金第1号被保険者の方が出産した場合、産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。免除となるには届出が必要となりますので、お近くの年金事務所または市保険課（6番窓口・受付番号③）で手続きをお願いします。※出産とは妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

【免除期間】 出産予定日または出産日が属する月の前月から翌々月までの4カ月（多胎妊娠の場合は3カ月前から翌々月までの6カ月）

【届出時期】 出産予定日の6カ月前から受付 ※出産後でも可

【届出に必要なもの】 母子健康手帳、年金手帳、印鑑 ※詳しくは問い合わせください。

### 【Q & A】

Q1. 平成31年3月に出産しました。何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用となりますか？

A1. 法施行日は平成31年4月1日です。免除期間は出産日を基準として決定されますが、3月に出産した場合は、施行日後の4月分と5月分の保険料が免除となります。

Q2. 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

A2. 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

Q3. 保険料の免除を受けています。届出が必要ですか？

A3. 産前産後免除期間は保険料納付済期間に算入されるため、産前産後期間免除の要件を満たしている場合は法定免除または申請免除よりも優先されますので、届出をしてください。

Q4. 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

A4. 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

### 〈浜田年金事務所 出張年金相談〉

相談日 5月14日(火)・28日(火) 毎月第2・4火曜日

相談場所 市立市民学習センター 102 研修室

相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

### 〈浜田年金事務所 手話による年金相談〉

相談日 5月23日(木) 毎月第4木曜日

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00 ~ 16:00

※要予約 5月15日(水)までに予約

予約方法 電話またはFAX ※代理可

(記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）、本人の認印（請求書を提出する場合）が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話で予約しておくくとスムーズに相談できます。



## 意見や提言を「市長への手紙」で

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、ホームページで公開することがありますので、下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

- ＜記載事項＞ 1. 住所・氏名・電話番号 2. 意見・提言の題名 3. 現状と問題点 4. 意見・提言内容  
5. 予想される効果 6. 希望する回答方法（郵送もしくはEメールのどちらか） または回答を希望しない場合はその旨 7. いただいた意見公開の可否（可・否）※必ずご記入ください。

手紙：〒698-8650 常盤町1番1号 秘書課宛 FAX：23-2456

メール：hisyo@city.masuda.lg.jp（件名は「市長への手紙」）

※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。



市長への手紙